

審査結果概要書

平成 22 年 12 月 29 日

審査機関名 シー・アイ・ジャパン株式会社

1. 排出削減事業の概要

排出削減事業名	流通センターにおける照明設備更新による電力削減事業
排出削減事業者名	株式会社エム・ティ
排出削減共同実施事業者名	生活協同組合 コープあいち
その他関連事業者名	
事業実施場所	株式会社エム・ティ グリーン流通センター (愛知県名古屋市中川区西伏屋一丁目 1020 番地)
事業の概要	本事業は、照明設備を蛍光灯及び水銀灯から LED 照明に更新することにより、消費電力を削減すると共に、CO2 排出量を削減し環境保全に貢献する。
排出削減量の計画	(限界電源炭素排出係数使用) 【限界電源炭素排出係数の場合】 2010 年度：159 tCO2/年 2011 年度：128 tCO2/年 2012 年度：112 tCO2/年 (事業実施期間合計 399 tCO2) 【全電源炭素排出係数の場合 (参考値)】 2010-2012 年度：97 tCO2/年 (事業実施期間合計 291 tCO2)
国内クレジット 認証期間	事業開始日 2010 年 4 月 1 日 終了予定日 2013 年 3 月 31 日
排出削減方法論	方法論番号 006 照明設備の更新

2. 審査結果

本事業は、排出削減事業の要件に適合している。

3. 実施した審査手続きの概要

審査手続きにより、以下の排出削減事業の認証の要件の妥当性を確認している。

要件	審査手続き
日本国内で実施されること	事業計画が日本国内で実施されていることを、2010年12月8日に事業サイトを訪問して確認した。 排出削減事業実施場所：株式会社エム・ティ グリーン流通センター (愛知県名古屋市中川区西伏屋一丁目1020番地)
追加性を有すること	1) 本事業は、法的義務等の順守のために計画されたものではなく、CO2排出量の削減を目的として実施されたことを、削減事業実施者への質問等により確認した。 2) 本事業を実施せず、設備更新を行わない場合、既存設備(蛍光灯及び水銀灯)を継続して利用することが可能であったことを質問、関連資料の閲覧、及び事業サイト訪問時での既存設備の導入実施時期の確認等により確認している。 3) 排出削減事業の投資回収年数については、入手した根拠資料、質問および検算により全体で5.9年であることを確認している。投資回収年数計算の根拠データについては、関連証憑と突合することにより正確性を確認している。投資回収年数については補助金を受けておらず、純投資額をもとに算出していることを確認している。 4) 当該組織の事業は、青果物のフレッシュ流通加工業で、日常的にゴミの分別、リサイクル活動、省エネルギーでの電力量削減など、環境配慮重視の事業活動を展開している。また、従来よりCO2削減活動を積極的に実施しており、実績値をグラフ等で毎月社内周知させている事をトップインタビューと、現場の掲示板で確認している。そのような中、当該企業の活動に注目していた主要客先の‘コープあいち’からの紹介を受けて、国内クレジット制度の活用が決定されたことを質問により確認した。 また、本制度における削減結果としてのクレジットは、投資した設備の回収に充当する予定であることを確認している。以上の通り、本事業は国内クレジット制度への参加を意図して実施されたものであり、追加性があると判断できる。

<p>自主行動計画に参加していない者により行われること</p>	<p>自主行動計画への参加の有無について、訪問時の事業者への質問、その他関係者への質問により自主行動計画に参加している事業者でない事を確認した。</p>
<p>排出削減方法論に基づいて実施されること</p>	<p>1) 本排出削減事業は、承認排出削減方法論 006 に基づき排出削減量を計算しており、該当する適用条件を満たしていることを確認した。</p> <p>適用条件 1 については、既存照明設備を高効率照明設備更新していることを現地確認及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 2 については、本事業により高効率照明設備への更新を行わなかった場合、既存の照明設備を継続的に利用できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>適用条件 3 については、事業実施前及び実施後のエネルギー使用量に最も影響を与える活動量（稼働時間）を把握できることを関連資料及び関係者への質問により確認している。</p> <p>2) その他、バウンダリーの設定、ベースラインの設定、リーケージの特定、排出削減量、モニタリングの方法が適切であることについて、それぞれ質問と関連証憑により確認している。</p> <p>3) ベースライン排出量の算定に係る既存設備の最大利用期間についていずれの設備も法定耐用年数の 2 倍を超えていないことを確認している。</p>

4. 特記事項

なし